

2020年3月31日
九州電力株式会社

「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針」を作成しました

原子力損害の賠償に関する法律の改正（2020年1月1日施行）に伴い、全ての原子力事業者に対し、「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針」（以下、「損害賠償実施方針」）を作成し公表することが義務付けられました。

これを受け、当社の損害賠償実施方針を作成しましたのでお知らせします。

【損害賠償実施方針の内容】

- 1 原子力事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地
- 3 工場又は事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類
- 4 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額
- 5 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策
- 6 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置
- 7 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策
- 8 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策
- 9 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策
- 10 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

以 上